

文書分類番号	G 0 3 4
保存期限	長期

広交規第 4 4 0 号
平成 2 3 年 5 月 3 0 日

各 警 察 署 長 様

交 通 部 長

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の
施行に伴う申請等の手続簡素化について（通達）

自動車保管場所証明書の申請等に係る手続を簡素化して申請者等の更なる負担軽減を図るため、自動車保管場所証明書の申請等における所在図の添付を省略することができる場合を拡大する自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成 2 2 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「改正規則」という。）は、平成 2 2 年 1 1 月 5 日に公布され、平成 2 3 年 7 月 1 9 日から施行されることとなった。

改正規則の内容、留意事項については次のとおりであるので、各警察署においては事務処理上誤りのないようになされたい。

1 内容

？ 所在図の添付の省略

自動車保管場所証明書の申請又は自動車保管場所の届出を行う場合のうち、申請等に係る自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置が、旧自動車のと同一であるときについては、所在図の添付を原則として省略することができることとされているが、申請等に係る自動車の使用の本拠の位置が当該自動車の保管場所の位置と同一である場合についても、所在図の添付を省略することができる場合が拡大される。（別添「自動車の保管場所の確保に関する法律施行規則の改正」参照）

ここで、「申請等に係る自動車の使用の本拠の位置が当該自動車の保管場所の位置と同一」であるとは、原則として使用の本拠の位置の地番と保管場所の位置の地番が同一である場合をいうものであり、

申請者等の住居又は所在地が一軒家等であれば、その敷地内に保管場所がある
場合

申請者等の住居又は所在地が集合住宅等であれば、その敷地内に当該集合住宅
等に附属する保管場所がある場合

地番が完全に同一でない場合であっても、例えば、当該集合住宅群に一体的に

附属している駐車場であることが確認される場合
等が該当する。

？ 警察署長による所在図の提出の求め

改正規則により所在図の添付を省略することができる場合であっても、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができることとした。

？ 自動車保管場所証明申請書等の様式の改正

所在図の添付を省略することができる場合が拡大されたことに伴い、自動車保管場所証明申請書等の様式に係る規程を整備した。

2 留意事項

？ 自動車保管場所証明書の申請等は多数の国民が関わる行政手続であることから、改正規則の運用が円滑かつ適正に行われるよう、改正規則について、関係事業者等に対する周知を図り、窓口で改正内容を掲示するとともに署員に対する教養及び指導を徹底すること。

？ 今回の規則改正は、保管場所の要件の審査の重要性及び現地調査の取扱いに、何ら変更を及ぼすものではない。

？ 警察署長が所在図の提出を求めることができる「特に必要があると認めるとき」とは、所在図がなければ保管場所の位置の特定に支障が生じる場合等がこれに当たることから、地図による確認等により容易に保管場所の位置が特定できる場合等については、安易に所在図の提出を求める措置をとらないこと。

？ 自動車保管場所証明申請書等の様式については、近日中に配付することとしているので7月19日から使用すること。

なお、改正規則附則第2条により現行の様式を当分の間引き続き使用することは差し支えないとされているため、申請については、現行の様式を使用して申請されることが予想されるので、その場合は受理すること。ただし、できるだけ速やかに新様式に切替えることとされているので、その旨の広報を実施し、切替えの促進を図ること。

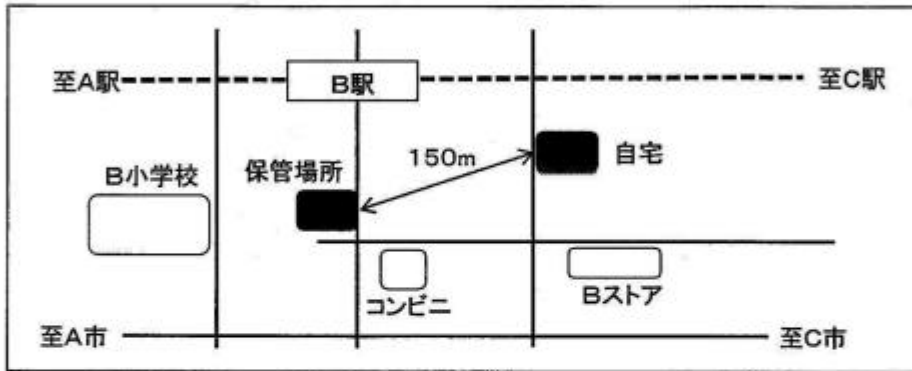
自動車の保管場所の確保に関する法律施行規則の改正

現行

自動車保管場所証明申請書に所在図を添付しなければならない。

所在図の添付を省略することができる場合

使用の本拠の位置及び保管場所が旧自動車のときと同一である場合
[ただし、警察署長は、申請に係る場所の位置及び目標物を知るため特に必要がある
と認めるときは、所在図の提出を求めることができる。]



改正

使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一である場合も省略を可能とする。
[ただし、警察署長は、申請に係る場所の位置及び目標物を知るため特に必要がある
と認めるときは、所在図の提出を求めることができることとする。]

